県職員公益通報制度について(案)

1 名 称

福島県職員公益通報制度実施要綱(仮称)

2 目 的

内部職員からの公益通報者の保護を図るとともに、法令違反等の未然防止や是正 等の措置を行うことにより、適法かつ公正な県政運営を進めるため。

3 適用の範囲

知事部局及び労働委員会事務局に所属する職員 (他任命権者にも同様の制度の構築を要請する。)

- 4 公益通報の対象
- (1)法令(条例、規則等を含む。)に違反し、又は違反するおそれがある事実
- (2)県民等の生命又は身体の保護及び利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保 等に重大な影響を与えるおそれがある事実
- (3) 県に対する県民等の信頼を損なうおそれがある事実
- 5 公益通報の窓口及び方法等
- (1)内部窓口:人事グループ参事

方 法 等:通報は、実名により書面(封書、メール又はFAX)、電話又は面談で受付けるものとするが、客観的な事実が説明できる資料がある場合は匿名も排除しない。

(2)外部窓口:公益通報担当弁護士(複数)

方 法 等:通報は、実名により書面(封書)で受付けるものとするが、客観的 な事実が説明できる資料がある場合は匿名も排除しない。

- (3) 通報への対応:公益通報の受付、調査の実施並びに調査結果及び対応結果の報告
- 6 人事グループ参事の主な機能
- (1)公益通報の受付・対応、調査の実施
- (2)公益通報担当弁護士に通報内容の相談及び調査の依頼(必要に応じて)
- (3)公益通報者、知事及び公益通報担当弁護士への調査結果の報告
- 7 公益通報担当弁護士の主な機能
- (1)公益通報の受付・対応、独自調査の実施
- (2)人事グループ参事への意見又は助言(必要に応じて)
- (3)公益通報者及び知事への独自調査結果の報告
- (4)関係機関(警察、公正取引委員会)への直接通報(必要に応じて)
- (5)知事からの対応結果の報告に対する意見、助言又は是正勧告(必要に応じて)
- 8 施行期日

平成19年3月 日から施行予定。

